

銀行法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）（抄）	1
○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	1
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	1
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）	2
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	3
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	3
○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	4
○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	6
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	6
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	7

○ 銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金等の受入れ
 - 二 資金の貸付け又は手形の割引
 - 三 為替取引
- 2510 （略）

○ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（信用協同組合）

第九条の八 （略）

2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二5211 （略）
- 3511 （略）

（協同組合連合会）

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入れ

- 二 会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れ
 - 三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
 - 四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同施設
 - 五 所属員の福利厚生に関する施設
 - 六 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
 - 七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設
 - 八 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - 九 前各号の事業に附帯する事業
- 2・4 (略)
- 5 第一項第一号の事業を行う協同組合連合会は、次の事業を行うことができる。この場合において、第二号から第四号までの事業については、同項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。
 - 一 前条第二項第一号、第二号及び第四号から第二十一号までの事業
 - 二・四 (略)
 - 6・7 (略)

(定款)

第三十三条 組合の定款には、次の事項（火災共済協同組合及び第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては第三号及び第八号の事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 地区
- 四・十三 (略)
- 2・3 (略)

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）（抄）

(定款)

第二十三条 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 地区

四 十三 (略)

3 (略)

○ 労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) (抄)

(定款の記載事項)

第三十一条 金庫の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 地区

四 十四 (略)

○ 農業協同組合法 (昭和二十二年法律第三百三十二号) (抄)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 (略)

二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四 十五 (略)

② ⑤ (略)

⑥ 第一項第三号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 十七 (略)

⑦～⑩ (略)

第二十八条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

一・二 (略)

三 地区

四～十二 (略)

②・③ (略)

○ 水産業協同組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) (抄)

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合 (以下この章及び第四章において「組合」という。) は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五～十六 (略)

2 (略)

3 第一項第四号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三～十二 (略)

4～12 (略)

(定款に記載すべき事項)

第三十二条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資組合であつて、第十一条第一項第五号から第七号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記

載しなくてもよい。

一・二 (略)

三 地区

四 十二 (略)

2・3 (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 (略)

三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 所属員の貯金又は定期積金の受入れ

五 十六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 十二 (略)

5 14 (略)

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

三 十 (略)

2 前項第二号の事業を行う組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 手形の割引

二 為替取引

三 十二 (略)

3 11 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な資金の貸付け
- 二 所属員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十一 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項第二号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 十二 (略)
- 4 5 12 (略)

○ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)

(抄)

(業務の範囲)

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引
- 2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。
 - 一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
 - 二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

○ 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)

(抄)

(課税の範囲)

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

(課税標準及び税率)

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

(都道府県知事への通知)

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2・3 (略)

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4 5 10 (略)